

令和3年1月8日（金）11:00 知事臨時記者会見

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

首都圏への緊急事態宣言発出を踏まえた 県民の皆様へのメッセージ

- 昨日、菅総理大臣から、東京都をはじめとする首都圏1都3県に、本日から2月7日までの1ヶ月間、緊急事態宣言を発出するとの発表がありました。1月5日の政府分科会の尾身会長の発言では、現在の首都圏の感染状況は、「ステージⅣ（爆発的感染拡大相当）」との見解であり、宣言に基づく取組を徹底して感染拡大を抑制することは、我が国全体の喫緊の最重要課題と言えます。

（パネル①本県の直近の感染状況）

- 本県の感染状況は、11月下旬に、感染者数が人口10万人あたり11人程度まで増加しましたが、県民の皆様のご協力、御尽力のお陰で、昨年末に5人台まで減少いたしました。しかし、年末年始を挟んだ感染者の急増で、1月6日には、過去最多と同じ87人、昨日7日は82人の感染者が発生しました。この2日間の感染状況がこのまま続いた場合、1週間で人口10万人あたり16人台、国の感染警戒区分「ステージⅢ」に相当する数値となると見込まれます。この感染状況は、強い危機感を持って受け止めています。
- 特に、県東部地域は、同様に換算すると10万人あたり22人台と見込まれ、「ステージⅣ」の25人に近づいています。県東部地域は首都圏に隣接し、日頃から首都圏への通勤や交流が活発なことから、経路不明の感染者が家庭内感染を広げる首都圏型の感染傾向が見られ、首都圏の爆発的感染拡大の影響を受けていると考えられます。ここで感染拡大を食い止めなければ、首都圏と同様の状況に陥る危険があります。
- 国の緊急事態宣言は、ステージⅣをステージⅢに早期に戻すことを目標としています。本県の場合は現時点ではステージⅣの状態ではないので、緊急事態宣言の発令を要請する段階にはありません。しかし、東部地域では、このままでは、ステージⅣの水準に至る恐れがあること、ステージⅣの地域に隣接・近接していることを考慮する必要があります。したがって、緊急事態宣言が発出された1都3県の取組を踏まえた対策が必要です。

(パネル②県境を跨ぐ行動制限)

- 目に見えないウイルスがまん延している現況では、人が移動すること自体が高いリスクであることを強く認識していただくことが重要です。県民の皆様には、今までの3密を作らないというような感染防止対策を継続するだけでなく、一段と高い感染防止対策をお願いします。具体的には、感染拡大地域には極力移動しない、不要不急の外出を控えるなど、他者との接触機会を下げることにより、抜本的なリスクの回避が重要です。2月7日までの1ヶ月間は、東京など1都3県への不要不急の往来は徹底して避けていただくようお願いいたします。不要不急とは単なる必要か否かではなく、移動するしか方法がないのか、今でなければいけないのか、ということです。

1都3県においては、テレワークやローテーション勤務の徹底など、出勤者数の7割削減が企業に要請されています。静岡県から県境を越えて通勤されている皆様には、7割削減の実践をお願いします。

- この度、国から示された基本的対処方針におきましても、様々な飲食の機会が感染リスクの高い場との専門家の指摘を踏まえ、1都3県においては、飲食店の20時までの営業時間短縮やそれ以降の外出自粛要請等が打ち出されております。本県におきましても、感染防止の観点から、飲食は、引き続き、同居の御家族や極力4人以下での少人数で飛沫が飛ばないように努めていただきますようお願いいたします。

- 国のG・T・イート事業につきましては、本県では、新規の発行の休止と、1月11日までの間、既にお持ちの食事券やポイントによるお支払いについて、利用の自粛をお願いしてまいりましたが、今回の緊急事態宣言の発出を受け、その終了予定期日である2月7日まで延長いたします。食事券等の有効期限は延長する予定ですので、引き続き、利用の自粛に御協力をお願いいたします。

- また、国のG・T・トラベル事業について、利用停止期間が延長されます。県が実施している宿泊促進事業についても、すでに利用停止とされていますが、感染拡大防止の観点から、1月31日の事業期間終了を待たず、本日1月8日をもって、宿泊促進事業は中止させていただきます。

本事業を活用して、県内宿泊施設の御利用を予定していた県民の皆様、万全の感染対策を実施して、お客様をお待ちしていた県内観光産業の方々には、御不便をおかけいたしますが、感染拡大防止のため、何卒御協力をお願いいたします。

- 店舗等におかれましては、引き続き、各業種組合のガイドライン等により、感染防止対策を徹底してください。首都圏など感染拡大地域からの来訪の可能性のある店舗等におかれましては、顧客へのマスクの着用、大声での会話の自粛の呼び掛けなどの感染防止対策と併せて、来店者名簿作成の徹底、接触確認アプリCOCOAのインストールの呼び掛けなど、感染拡大防止に繋げる取組もお願いいたします。
- 新型コロナウイルスに感染された方々や、治療に懸命に対応されている医療従事者の方々への、心無い誹謗中傷や差別的対応が、未だに見受けられます。このようなことが、これ以上続きますと、特に疲弊が続く看護師など医療従事者の離職も危惧されます。今後とも、このような非人道的な行為が決して行われることがないように、改めて、全ての県民の皆様をお願いいたします。
- 医療提供体制につきましては、医療関係者の御尽力により、確保病床数が11月下旬から80床程度増加いたしました。1週間平均の病床利用率が40%程度に高止まりするなど、引き続き病床はひっ迫しております。とりわけ東部では60%を超えており、県では、医療提供体制の確保に向け、必要病床の確保、軽症者・無症状者の宿泊療養施設や自宅での療養の促進、感染性のなくなった患者の後方病院や福祉施設での受入れなどの対策など、引き続き必要な取組を推進してまいります。
- また、抗原定量検査を積極的に実施してまいります。特定の施設や特定の地区において感染が集中的に発生した場合には、迅速かつ広範な検査を行い、感染拡大防止に努めてまいります。県では、今後とも感染拡大防止と医療提供体制の確保に全力で取り組んでまいりますので、県民の皆様には、引き続き、感染防止に高い意識をお持ちいただき、対策を継続して下さるよう改めて強くお願い申し上げます。
- 最後に、緊急事態宣言の発出や感染の長期化により、生業で大きな影響を受けたり、多大なストレスや損失を被るなど、心身ともに疲労し、心を痛めている方も多いかと存じます。県といたしましては、感染状況が落ち着いてきた段階で、県民の皆様を対象とした県内観光を促す取組などを実施するとともに、国の事業も活用して、観光業や飲食業などの方々への支援に取り組んでまいります。感染爆発の恐れがあるこの危機を、何とか共に乗り越えてまいりましょう。